

事務総局会議（第1回）議事録

日時	令和6年1月16日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、長田総務局第一課長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官、内田暁総務局参事官兼刑事局参事官兼家庭局参事官
議事	<p>1 令和5年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和6年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 刑事手続（少年手続を含む）のデジタル化に係るシステムの段階的な開発について 吉崎刑事局長、馬渡家庭局長及び清藤審議官が、資料第3に基づき、刑事手続（少年手続を含む）のデジタル化に係るシステムを段階的に開発していくことなどについて説明</p>
結果	◎了承 1、2、3
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料第 1
(1月16日開催)

令和 5 年度外国出張計画

1 最高裁判事	合計 2 人
(1) フランス	最高裁判事 1 人
(2) (1)の随行	裁判官 1 人
2 国際会議	合計 1 人
商事訴訟司法セミナー（中国、約 5 日間）【民事局】	裁判官 1 人
3 司法事情研究	合計 2 人
デジタル化後の倒産手続の運用に関する実情調査（ドイツ、約 8 日間）	
【民事局】	裁判官 1 人
	一般職 1 人

事務総局会議資料第2
(1月16日開催)

令和6年度外国出張計画

国際会議

合計1人

商事裁判所常設国際フォーラム（カタール、約5日間）【民事局】

裁判官1人

刑事手続（少年手続を含む）のデジタル化に係るシステムの段階的開発について

①法施行に向けて対応が不可欠な機能

- ・電子記録のオンライン発受、作成及び管理に向けた機能（全裁判所）
 - ・他機関との連携に関する機能（一般令状及び被疑者勾留に関する事件処理・事件管理機能等）
- ※事件管理は現行システムを利用し、電子記録の管理等に不可欠な事件情報等を新システムに入力・登録

令和9年3月までに開発

②現行システムの代替機能（KEITAS相当部分）

- ・KEITASは、システムの特性上、令和9年10月以降の利用には複数の障壁があるため、他の現行システムに比して優先順位が高い
 - ・新システムにKEITAS相当の事件管理機能を追加し、地裁では、事件管理を含めて新システムに移行する
- ※地裁以外の裁判所においては、引き続き事件管理は現行システムを利用する

令和9年10月までに開発

③現行システムの代替機能（NAVIUS・最高裁事件管理システム相当部分）

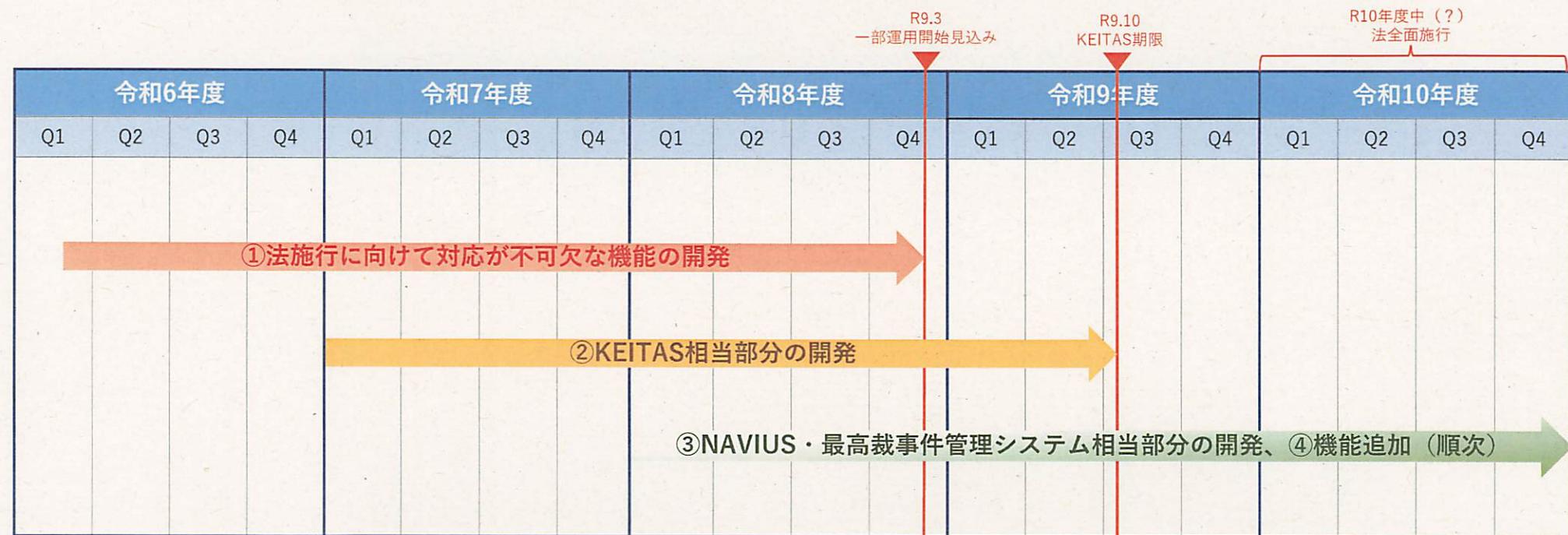
- ・KEITAS相当の事件管理機能に、NAVIUS・最高裁事件管理システム特有の機能を追加する
- ※全裁判所において、事件管理を含めて新システムに移行する

④それ以外の機能

- ・現行システムの機能を超える事務の合理化・効率化に向けた利便性向上機能

可能な限り速やかに

刑事手続（少年手続を含む）のデジタル化に係るシステムの段階的開発のスケジュールについて



※開発の優先順位をつけることで、令和9年3月までに不可欠な機能を確実にリリースしつつ、その他の機能も可能な限り速やかに段階的にリリースすることを目指す。

事務総局会議（第2回）議事録	
日時	令和6年1月23日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、宇田川家庭局第一課長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官、矢尾司法研修所長
議事	令和6年度の裁判官研修について 矢尾司法研修所長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長　板津正道	

【配布資料】

令和6年度の裁判官研修について

令和6年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載1の「裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）」及び別紙記載2の「派遣型研修について（報告対象事項）」について、いずれも変更はない。

(別紙)

裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項等

1 裁判官研修（合同研修、個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）

(1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし、カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか、裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）

ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）

(ア) 事件分野別の分類

a 民事訴訟事件

- ① 民事通常訴訟事件全般
- ② 税務、会計、金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
- ③ IT（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
- ④ 建築関係訴訟事件、建築調停事件
- ⑤ 医事関係訴訟事件

b 行政訴訟事件

c 労働訴訟・保全、労働審判等の労働関係事件

d 知的財産権関係の訴訟・保全事件

e 民事その他事件

f 刑事訴訟、令状、医療観察等の刑事関係事件

g 人事訴訟事件、家事調停・審判事件

h 少年審判事件

(イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け、事件分野別の必要に応じて実施する。

a 基礎（左陪席クラス）

- b 基本（右陪席クラス）
 - c 実務（裁判長・右陪席クラス）
 - d 専門（テーマに対応する裁判官）
- イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）
参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。
- (ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者
 - (イ) ポスト（1週間以内）：支部長、部総括、所長等のポストに就任した者
 - (ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者
- ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）
裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として、事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。
- エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）
(ア) 裁判系（3日間以内）
(イ) 導入系（1週間以内。ただし、新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち、1本については約1か月間）
- (2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）
ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁、司法研修所のほかヒアリング先等
イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁
ウ 各種調査・研究（隨時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告対象事項）

- (1) 判事補（期間・実施場所は以下のとおり。(2)及び(3)について同じ）
- ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社
 - イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：21世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回、各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防止研修所

(3) 判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（1～2週間）：派遣先民間企業各社

ウ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

事務総局会議（第3回）議事録	
日時	令和6年1月30日（火）午前10時00分～午前10時45分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、長田総務局第一課長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程について 長田総務局第一課長及び後藤裁判所職員総合研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項及び令和6年度の裁判所職員（裁判官以外）の研修について 後藤裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p> <p>3 高等裁判所長官事務打合せの開催について 長田総務局第一課長説明（資料第3）</p> <p>4 大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則について 長田総務局第一課長説明（資料第4）</p> <p>5 最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則について 長田総務局第一課長説明（資料第5）</p> <p>6 最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程について 長田総務局第一課長説明（資料第6）</p> <p>7 裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程並びにこれらに関連する議決について 徳岡人事局長説明（資料第7）</p> <p>8 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について 染谷経理局長説明（資料第8）</p> <p>9 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則及び民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程について 長田総務局第一課長説明（資料第9）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、2、4、5、6、7、8、9</p> <p>◎ 了承 3</p>
秘書課長 板津正道	

最高裁判所規程第 号

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程

裁判所職員総合研修所規程（平成十六年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「等」を削り、同条中「研修を終えた者の氏名及び」を削る。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

（令和六・・・ 総一印）

【配布資料2】

理由

裁判所職員総合研修所の研修実施事務の合理化を図るため、所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

【配布資料3】

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判所職員総合研修所規程（平成十六年最高裁判所規程第二号）

新

（結果の報告）

第三条 裁判所職員総合研修所長は、研修の結果を

第三条 裁判所職員総合研修所長は、研修を終えた

最高裁判所長官に報告しなければならない。

者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告

しなければならない。

旧

（結果等の報告）

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

第1 研修（中央・高裁委嘱・各庁委嘱）

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）で中央研修を実施するほか、総研が高裁又は地家裁に委嘱して、高裁が管内各庁及び最高裁に所属する職員に対して、又は地家裁が各庁に所属する職員に対して実施する。中央研修は、司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、総研又は委嘱を受けて実施する各庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所でも実施する。

1 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

（1）裁判実務に関するもの（5日間以内）

書記官、家裁調査官、事務官、速記官及び執行官を対象とし、裁判事務の分野（民事、刑事、家事、少年等）について、官職及び執務経験に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施する。

（2）事務局事務に関するもの

ア 管理職員¹を対象者とするもの（3日間以内）

（ア）研修事務を担当する管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

（イ）次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善等を目的として実施する。

イ 中間管理職員²を対象者とするもの（3日間以内）

¹ 平成21年3月31日付人任A第0005.6.3号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する職制上の段階等について」別表（以下「依命通達別表」という。）において、最高裁判所規則第6号「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則」別表（以下「規則別表」という。）の1の項第3欄第2号又は同第3号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

² 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第4号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

【配布資料 1】

(ア) 研修事務を担当する中間管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を行う指導者の養成を目的として実施する。

(イ) 情報セキュリティ対策事務を担当する中間管理職員を対象とし、情報化に伴う情報セキュリティに係る執務能力の向上等を目的として実施する。

ウ 管理職員等以外の職員³を対象者とするもの（5日間以内）

(ア) 一定の執務経験を有する事務官及び技官⁴を対象とし、事務局事務の分野について、担当職務に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(イ) 研修事務を担当する係長等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施に必要な執務能力の向上等を目的として実施する。

(ウ) 情報化推進の役割を担当する職員を対象とし、情報化に係る執務能力の向上等を目的として実施する。

(3) 管理業務に関するもの（5日間以内）

ア 管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

イ 中間管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

2 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

管理職員等以外の職員を対象者とするもの（5日間以内。ただし、(3)については実施機関が適宜期間を定める。）

(1) 一定の執務経験を有する書記官、事務官及び技官を対象とし、執務能力の

³ 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第5号又は同第6号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

⁴ 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に定める行政職俸給表（一）の準用を受ける裁判所事務官及び裁判所技官をいう。)

【配布資料1】

向上等を目的として実施する。

- (2) 事務官及び技官を対象とし、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。
- (3) 事務官を対象とし、基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る目的で実施する。
- (4) 新採用職員を対象とし、職務知識付与や裁判所職員としての自覚、職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

3 その他

高年齢層の職員を対象者とするもの（1日間程度）

高年齢層の職員を対象とし、それまで培った知識や経験等を生かし、引き続
き意欲をもって勤務できるようにするための支援を目的として実施する。

第2 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、
職員は、最高裁において定める。

第3 協議会

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官を対象とし、
研修計画について検討すること等を目的として実施する。実施場所は総研とする。

第4 研究

実施場所は総研、研究員の所属庁及び関係機関等とする。

- 1 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7か月間程度）
- 2 書記官による実務研究（1年間程度）
- 3 家裁調査官による実務研究（1か月間程度から1年間程度）
 - (1) テーマを定めて行うもの
 - (2) 関係機関の業務に関する研究を行うもの

第5 その他の研修

このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じ

【配布資料1】

て、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

以 上

【配布資料 2】

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項

第1 研修（中央・高裁委嘱・各庁委嘱）

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）で中央研修を実施するほか、総研が高裁又は地家裁に委嘱して、高裁が管内各庁及び最高裁に所属する職員に対して、又は地家裁が各庁に所属する職員に対して実施する。中央研修は、司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、総研又は委嘱を受けて実施する各庁とするが、研修実施方法やカリキュラムの内容に応じて、それ以外の場所でも実施する。

1 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

(1) 裁判実務に関するもの（5日間以内）

書記官、家裁調査官、事務官、速記官及び執行官を対象とし、裁判事務の分野（民事、刑事、家事、少年等）について、官職及び執務経験に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施する。

(2) 事務局事務に関するもの

ア 管理職員¹を対象者とするもの（3日間以内）

（ア）研修事務を担当する管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を目的として実施する。

（イ）次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善等を目的として実施する。

イ 中間管理職員²を対象者とするもの（3日間以内）

¹ 平成21年3月31日付人任A第000563号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する職制上の段階等について」別表（以下「依命通達別表」という。）において、最高裁判所規則第6号「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則」別表（以下「規則別表」という。）の1の項第3欄第2号又は同第3号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

² 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第4号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

【配布資料2】

(ア) 研修事務を担当する中間管理職員を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施等を行う指導者の養成を目的として実施する。

(イ) 情報セキュリティ対策事務を担当する中間管理職員を対象とし、情報化に伴う情報セキュリティに係る執務能力の向上等を目的として実施する。

ウ 管理職員等以外の職員³を対象者とするもの（5日間以内）

(ア) 一定の執務経験を有する事務官を対象とし、事務局事務の分野について、担当職務に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(イ) 研修事務を担当する係長等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な実施に必要な執務能力の向上等を目的として実施する。

(ウ) 情報化推進の役割を担当する職員を対象とし、情報化に係る執務能力の向上等を目的として実施する。

(3) 管理業務に関するもの（5日間以内）

ア 管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

イ 中間管理職員を対象とし、管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

2 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

管理職員等以外の職員を対象者とするもの（5日間以内。ただし、(3)については実施機関が適宜期間を定める。）

(1) 一定の執務経験を有する書記官及び事務官を対象とし、執務能力の向上等を目的として実施する。

(2) 事務官を対象とし、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

³ 依命通達別表において、規則別表の1の項第3欄第5号又は同第6号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職にある者

【配布資料2】

(3) 事務官を対象とし、基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る目的で実施する。

(4) 新採用職員を対象とし、職務知識付与や裁判所職員としての自覚、職務意識の高揚等を図る目的で実施する。

3 その他

高年齢層の職員を対象者とするもの（1日間程度）

高年齢層の職員を対象とし、これまで培った知識や経験等を生かし、引き続
き意欲をもって勤務できるようにするための支援を目的として実施する。

第2 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させる。参加させる研修、期間、
職員は、最高裁において定める。

第3 協議会

高裁事務局次長、高裁首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官を対象とし、
研修計画について検討すること等を目的として実施する。実施場所は総研とする。

第4 研究

実施場所は総研、研究員の所属庁及び関係機関等とする。

1 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7か月間程度）

2 書記官による実務研究（1年間程度）

3 家裁調査官による実務研究（1か月間程度から1年間程度）

(1) テーマを定めて行うもの

(2) 関係機関の業務に関する研究を行うもの

第5 その他の研修

このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

以 上

事務総局会議資料第3
(1月30日開催)

配布資料

高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和6年3月14日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
　　随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

日 (曜日)	時間
	14:00 ~ 17:00
14日 (木)	最高裁判所長官挨拶 全体協議

理由

裁判所におけるより質の高い裁判を実現するために、首席書記官等の官職について所要の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第九号）

新

(首席書記官)

第三条 高等裁判所及び最高裁判所の指定する地方

裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の地方裁判所及びその他の家庭裁判所に首席書記官をそれぞれ置く。

旧

(首席書記官)

第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書

記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の家庭裁判所に首席書記官を置く。

2・3 (略)

4 高等裁判所並びに第一項の規定による指定を受けた地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の地方裁判所の首席書記官は、当該地方裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5・6 (略)

(次席書記官)

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁

2・3 (同上)

4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5・6 (同上)

(次席書記官)

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁

判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に最高裁判所の定める員数の次席書記官を置く。

2
(略)

3 次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（家庭裁判所及び簡易裁判所の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の首席書記官を助ける。

2
(同上)

3 第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の首席書記官を助ける。

判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く。

(削る)

4

第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助け、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の首席書記官を助ける。

(総括主任書記官)

第四条の二 (略)

(総括主任書記官)

第四条の二 (同上)

2 (略)

3 総括主任書記官は、次に掲げる職員の一般執務

3 総括主任書記官は、当該部又は部とみなされる

について指導監督する。

一 当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

（書記官及び裁判所速記官）

二 当該裁判所の指定する部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

（訟廷管理官）

第六条 高等裁判所及び最高裁判所の指定する地方

裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の地方裁判所及び他の家庭裁判所に訟廷管理官をそ

ものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

（訟廷管理官）

第六条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管

理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

れぞれ置く。

2～4 (略)

(裁判員調整官)

第六条の二 (略)

2 (略)

3 裁判員調整官は、首席書記官（民事の首席書記官を除く。）の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

(裁判部企画官)

第六条の三 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に最高裁判所の定める員数の裁判部企画官を置く。

2| 裁判部企画官は、当該裁判所の裁判所書記官で

2～4 (同上)

(裁判員調整官)

第六条の二 (同上)

2 (同上)

3 裁判員調整官は、刑事の首席書記官の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

(新設)

最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の裁判部企画官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の裁判部企画官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 裁判部企画官は、当該裁判所の首席書記官の命を受けて、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（家庭裁判所の裁判部企画官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務の企画及び立案に参画する。

（他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係）

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法

廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官、裁判部企画官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

理由

最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、最高裁判所事務総局の態勢について所要の整備をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）

新

(新設)

旧

第三条の二の二 最高裁判所事務総局にデジタル審

議官を置き、裁判所事務官をもつて充てる。

2 デジタル審議官は、上司の命を受けて、事務総

局の事務のうちデジタル化の推進、情報セキュリ

ティの確保、情報システムの整備及び管理並びに

統計情報に関する重要な事項の企画及び立案に参

画し、関係事務を総括整理する。

第四条の二 最高裁判所事務総局に局又は課の所掌

に属しない事務を所掌する職で課長に準ずるもの
を置くことができる。

2| 前項の職は、裁判所事務官をもつて充てる。

第六条の二 (略)

2| デジタル審議官の下に、参事官（第五項において「デジタル審議官付参事官」という。）を置く

ことができる。

3| 参事官は、裁判所事務官又は裁判所技官をもつて充てる。

4| 局又は課に置かれた参事官は、上司の命を受け
て、その局又は課の事務のうち重要な事項の企画
及び立案に参画する。

(新設)

第六条の二 (同上)

(新設)

2| 参事官は、裁判所事務官又は裁判所技官をもつて充てる。

3| 参事官は、上司の命を受けて、その局又は課の
事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する

5| デジタル審議官付参事官は、上司の命を受けて

(新設)

| デジタル審議官の職務のうち重要な事項の企画

及び立案に参画する。

第七条 (略)

2| デジタル審議官の下に、デジタル審議官付を置

くことができる。

3| 局付、課付及びデジタル審議官付は、裁判所事

務官をもつて充てる。

4| 局付及び課付は、上司の命を受けて、その局又

は課の事務をつかさどる。

5| デジタル審議官付は、上司の命を受けて、デジ

タル審議官の職務を助ける。

(新設)

第七条 (同上)

(新設)

2| 局付及び課付は、裁判所事務官を以てこれに充て、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌る。

(新設)

(新設)

(令和六・ 総一印)

最高裁判所規程第 号

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程

(最高裁判所事務総局分課規程の一部改正)

第一条 最高裁判所事務総局分課規程（昭和二十二年最高裁判所規程第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び課」の下に「並びにサイバーセキュリティ管理官及びデジタル基盤管理官」を加え、「情報政策課」を削る。

第三条の二及び第三条の三を削る。

第十七条中「厚生管理官」を「厚生課」に改める。

第十八条第二号中「及び厚生管理官の所掌」を削る。

第二十四条中「厚生管理官」を「厚生課において」に改める。

第四十条の次に次の三条を加える。

第四十条の二 サイバーセキュリティ管理官は、情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並

びに調整に関する事務をつかさどる。

第四十条の三 デジタル基盤管理官は、次の事務をつかさどる。

一 情報システムの利用に必要な基盤等の整備及び管理に関する政策の企画及び立案並びにこれらに必要な調整に関する事項

二 統計情報に関する事項

第四十条の四 この規程の規定により課、局の課又は職員管理官がつかさどることとされている事務には、当該事務に関するデジタル化の推進並びに情報システムの整備及び管理に関する事務を含むものとする。

第四十一条中「、職員管理官又は厚生管理官」を「又は職員管理官」に改める。

（最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正）

第二条 最高裁判所事務総局等職制規程（昭和四十三年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「審査官」を「局又は課に置かれる審査官」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 デジタル審議官の下に、審査官（第五項において「デジタル審議官付審査官」という。）を置くことができる。

第二条に次の二項を加える。

5 デジタル審議官付審査官は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案に参画する。

第三条第一項中「、職員管理官及び厚生管理官」を「及び職員管理官」に、「、職員管理官補佐又は厚生管理官補佐」を「又は職員管理官補佐」に改め、同条第二項及び第三項中「、職員管理官補佐及び厚生管理官補佐」を「及び職員管理官補佐」に改め、同項中「、職員管理官又は厚生管理官」を「又は職員管理官」に改める。

第七条に次の二項を加える。

2 デジタル審議官の下に、この規程に定める職のほか、最高裁判所事務総長の定めるところにより、所要の職を置く。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

理由

最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、最高裁判所事務総局の態勢について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——最高裁判所事務総局分課規程（昭和二十二年最高裁判所規程第五号）

新

旧

第一条 最高裁判所事務総局に次の局及び課並びに
サイバーセキュリティ管理官及びデジタル基盤管理官を置く。

第一条 最高裁判所事務総局に次の局及び課を置く。

秘書課

秘書課

広報課

情報政策課

総務局

人事局

人事局

総務局

広報課

秘書課

(削る)

経理局
民事局
刑事局
行政局
家庭局

(削る)

経理局
民事局
刑事局
行政局
家庭局

第三条の二 情報政策課においては、次の事務をつかさどる。

一 情報化の推進及び情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項

二 情報システムの整備及び管理に関する事項

三 統計情報に関する事項

第三条の三 情報政策課に情報セキュリティ室を置く

く。

2) 情報セキュリティ室においては、前条第一号に定める事務のうち情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項をつかさどる。

3) 情報セキュリティ室に室長を置く。

第十七条 経理局に総務課、主計課、営繕課、用度課、監査課、管理課及び厚生課を置く。

第十八条 経理局総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

一 (同上)

二 経理局の他の課に属しない事項

ない事項

第二十四条 経理局厚生課においては、次の事務をつかさどる。

一～四 (略)

第四十条の二 サイバーセキュリティ管理官は、情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第四十条の三 デジタル基盤管理官は、次の事務をつかさどる。

一 情報システムの利用に必要な基盤等の整備及び管理に関する政策の企画及び立案並びにこれらに必要な調整に関する事項

二 統計情報に関する事項

第四十条の四 この規程の規定により課、局の課又

第二十四条 経理局厚生管理官は、次の事務をつかさどる。

一～四 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

は職員管理官がつかさどることとされている事務には、当該事務に関するデジタル化の推進並びに情報システムの整備及び管理に関する事務を含むものとする。

第四十一条 各局長において必要と認めたときは、

その局の一の課若しくは室又は職員管理官に属する事務を適宜他の課若しくは室又は職員管理官において処理させることができる。

第四十一条 各局長において必要と認めたときは、

その局の一の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官に属する事務を適宜他の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官において処理させることができること

第二条関係——最高裁判所事務総局等職制規程（昭和四十三年最高裁判所規程第二号）

新

旧

（審査官）

第二条（略）

（審査官）

第二条（同上）

（新設）

- 2| デジタル審議官の下に、審査官（第五項において「デジタル審議官付審査官」という。）を置くことができる。

- 3| 審査官は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。

4| 局又は課に置かれる審査官は、上司の命を受け

て、局又は課の事務のうち特定事項の調査、企画

3| 審査官は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。

4| 審査官は、上司の命を受けて、局又は課の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に参画する

及び立案に参画する。

5| デジタル審議官付審査官は、上司の命を受けて
、
デジタル審議官の職務のうち特定事項の調査、
企画及び立案に参画する。

(課長補佐等)

第三条 事務総局の課並びに局の課、室及び職員管理官（以下「事務総局の課等」という。）並びに司法研修所及び裁判所職員総合研修所（以下「司法研修所等」という。）の事務局の課並びに最高裁判所図書館（以下「図書館」という。）の課に、課長補佐、室長補佐又は職員管理官補佐を置くことができる。

2 課長補佐、室長補佐及び職員管理官補佐は、裁

(新設)

(課長補佐等)

第三条 事務総局の課並びに局の課、室、職員管理官及び厚生管理官（以下「事務総局の課等」という。）並びに司法研修所及び裁判所職員総合研修所（以下「司法研修所等」という。）の事務局の課並びに最高裁判所図書館（以下「図書館」という。）の課に、課長補佐、室長補佐又は厚生管理官補佐を置くことができる。

2 課長補佐、室長補佐、職員管理官補佐及び厚生

判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。

管理官補佐は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。

3 課長補佐、室長補佐及び職員管理官補佐は、課

長、室長又は職員管理官を補佐し、その命を受け
て、事務総局の課等、司法研修所等の事務局の課
又は図書館の課の事務をつかさどる。

3 課長補佐、室長補佐、職員管理官補佐及び厚生
管理官補佐は、課長、室長、職員管理官又は厚生
管理官を補佐し、その命を受けて、事務総局の課
等、司法研修所等の事務局の課又は図書館の課の
事務をつかさどる。

(その他の職)

第七条 (略)

2 デジタル審議官の下に、この規程に定める職の

ほか、最高裁判所事務総長の定めるところにより

所要の職を置く。

(その他の職)

第七条 (同上)

(新設)

理由

裁判所組織の見直しに伴い、関係規定について所要の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第四号）

新

旧

(高等裁判所が行うもの)

第三条 次に掲げる職員の任免又は勤務裁判所の指定は、各高等裁判所が行う。

一 (略)

(高等裁判所が行うもの)

第三条 次に掲げる職員の任免又は勤務裁判所の指定は、各高等裁判所が行う。

一 (同上)

二 当該高等裁判所の管内の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の主任書記官若しくは訟廷管理官、当該高等裁判所の管内の地方裁

二 当該高等裁判所の管内の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の主任書記官若しくは訟廷管理官又は当該高等裁判所の管内の地方裁

所の裁判員調整官又は当該高等裁判所の管内の

地方裁判所若しくは家庭裁判所の裁判部企画官

たる裁判所書記官

二の二・三 (略)

四 当該高等裁判所の管内の地方裁判所、家庭裁

判所若しくは簡易裁判所の課長若しくは課長補

佐、当該高等裁判所の管内の地方裁判所の文書

企画官又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所

若しくは家庭裁判所の企画官たる裁判所事務官

五 (略)

(地方裁判所が行うもの)

五 (同上)

(地方裁判所が行うもの)

判所の裁判員調整官たる裁判所書記官

地方裁判所若しくは家庭裁判所の裁判部企画官

たる裁判所書記官

二の二・三 (同上)

四 当該高等裁判所の管内の地方裁判所、家庭裁

判所若しくは簡易裁判所の課長若しくは課長補

佐又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所の文

書企画官若しくは企画官たる裁判所事務官

第四条 裁判所書記官 (第二条第六号及び前条第二

号に掲げる裁判所書記官を除く。)、裁判所速記

第四条 裁判所書記官 (第二条第六号及び前条第二

号に掲げる裁判所書記官を除く。)、裁判所速記

官（前条第二号の二に掲げる裁判所速記官を除く。）、裁判所事務官（第二条第八号、第九号及び第十一号並びに前条第四号に掲げる裁判所事務官を除く。）、裁判所技官、廷吏及び行政職俸給表を除く。）、裁判所事務官（第二条第八号及び第十一号並びに前条第四号に掲げる裁判所事務官を除く。）

官（前条第二号の二に掲げる裁判所速記官を除く。）、裁判所事務官（第二条第八号及び第十一号並びに前条第四号に掲げる裁判所事務官を除く。）

（二）の準用を受ける職員で地方裁判所及びその管内の簡易裁判所に勤務するもの並びに執行官の任免又は勤務裁判所の指定は、各地方裁判所が行う。

（二）の準用を受ける職員で地方裁判所及びその管内の簡易裁判所に勤務するもの並びに執行官の任免又は勤務裁判所の指定は、各地方裁判所が行う。

第二条関係——裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則（昭和四十一年

最高裁判所規則第六号）

新

別表

組織	職員
最高裁判所	
事務総長	事務次長
タル審議官	家庭審議官
長 サイバー セキュリティ管理官	局長 課長 課
デジタル基盤管理官	室長 職員管
理官 参事官 首席技官 次席技官	
課長補佐（総括）	課長補佐（管）
係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係	

旧

別表

組織	職員
最高裁判所	
事務総長	事務次長
審議官	局長 課長
理官 厚生管理官 参事官 首席技官	室長 職員管
課長補佐（管）	次席技官 課長補佐（総括）
係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係	

	(略)	
高等裁判所		
事務局長 知的財産高等裁判所事務 局長 事務局次長 総括企画官 課 長 文書企画官 企画官 首席技官 課長補佐（管理） 人事係長 守 衛長（最高裁判所の指定する高等裁	(略)	理) 人事係長 予算係長 文書係 長 庁舎係長 宿舎係長 秘書人 事係員 労働係員 守衛長 大法廷首席書記官 小法廷首席書記 官 訟廷首席書記官 裁判所書記官 (最高裁判所が別に定めるものに限 る。)
高等裁判所	(同上)	
事務局長 知的財産高等裁判所事務 局長 事務局次長 総括企画官 課 長 文書企画官 企画官 首席技官 課長補佐（管理） 人事係長 守 衛長（最高裁判所の指定する高等裁	(同上)	長 秘書 人事係員 労働係員 守 衛長 大法廷首席書記官 小法廷首席書記 官 訟廷首席書記官 裁判所書記官 (最高裁判所が別に定めるものに限 る。)

		判所に置くものに限る。）
地方裁判所		
事務局長 事務局次長 課長 文書 企画官 企画官 課長補佐（管理） 人事係長 守衛長（最高裁判所の指定する地方裁判所に置くものに限る。）	裁判部企画官	首席書記官 知的財産高等裁判所首席書記官 次席書記官 主任書記官（最高裁判所が別に定めるものに限る。） 訟廷管理官 訟廷副管理官
地方裁判所		判所に置くものに限る。）
事務局長 事務局次長 課長 文書 企画官 企画官 課長補佐（管理） 人事係長 守衛長（最高裁判所の指定する地方裁判所に置くものに限る。）		首席書記官 知的財産高等裁判所首席書記官 次席書記官 主任書記官（最高裁判所が別に定めるものに限る。） 訟廷管理官 訟廷副管理官
書記官 主任書記官（最高裁判所が		
書記官 主任書記官（最高裁判所が		

理官 訟廷副管理官 裁判部企画官	理官 訟廷副管理官 裁判員調整官	理官 訟廷副管理官 速記管理官 (最高裁判所の指定する地方裁判所に置くものに限る。)	別に定めるものに限る。) 訟廷管		

理官 訟廷副管理官 裁判部企画官	理官 訟廷副管理官 裁判員調整官	理官 訟廷副管理官 速記管理官 (最高裁判所の指定する家庭裁判所に置くものに限る。)	別に定めるものに限る。) 訟廷管		

	(略)	
1 課長補佐（総括） 課長、室 長又は訟廷首席書記官の職務全般についてこれらを補佐し、係	（略） 一 二 この表中次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。 。	裁判所調査官 総括主任家庭裁判所調査官 主任家庭裁判所調査官（最高裁判所が別に高裁判所が別に定めるものに限る。）

	(同上)	
1 課長補佐（総括） 課長、室 長、厚生管理官又は訟廷首席書記官の職務全般についてこれらを補佐し、係	（同上） 一 二 この表中次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。 。	所調査官 次席家庭裁判所調査官 総括主任家庭裁判所調査官 主任家庭裁判所調査官（最高裁判所が別に定めるものに限る。）

(課、室等を構成する最小単位の組織で職員二名以上をもつて構成し、恒常的な所掌事務をもつものをいう。以下同じ。)の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある課長補佐等(審査官を含む。)をいう。

2
11
(略)

を補佐し、係(課、室等を構成する最小単位の組織で職員二名以上をもつて構成し、恒常的な所掌事務をもつものをいう。以下同じ。)の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある課長補佐等(審査官を含む。)をいう。

2
11
(同上)

第三条関係——裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）

新

旧

者）

（在職していた局等組織に属する役職員に類する

者）

（在職していた局等組織に属する役職員に類する

第十一條 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として最高裁判所規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に職員であった場合

第十一條 法第百六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として最高裁判所規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に職員であった場合

最高裁判所事務総長（以下「事務総長」という。）、最高裁判所事務総局規則第三条第一項に規定する事務次長（以下「事務次長」という。

）、同規則第三条の二第一項に規定する審議官（以下「審議官」という。）、同規則第三条の二第一項に規定するデジタル審議官（以下「デジタル審議官」という。）及び同規則第三

条の三第一項に規定する家庭審議官（以下「家庭審議官」という。）

最高裁判所事務総長（以下「事務総長」という。）、最高裁判所事務総局規則第三条第一項に規定する事務次長（以下「事務次長」という。）、同規則第三条の二第一項に規定する審議官（以下「審議官」という。）及び同規則第三条の三第一項に規定する家庭審議官（以下「家庭審議官」という。）

二 (略)

（部長又は課長の職に準ずる職）

二 (同上)

（部長又は課長の職に準ずる職）

第十二条 法第一百六条の四第二項の国家行政組織法

第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に

第十二条 法第一百六条の四第二項の国家行政組織法

第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に

準ずる職であつて最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第四条の二第一項の職、同規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第六条の二第一項に規定する参事官との二第一項及び第二項に規定する参事官とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者）

準ずる職であつて最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第六条の二第一項に規定する参事官とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者）

第十三条 法第百六条の四第二項の前条で定める職

（以下この条において「部課長等の職」という。）

に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として最高裁判所規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

第十三条 法第百六条の四第二項の前条で定める職

（以下この条において「部課長等の職」という。）

に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として最高裁判所規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に

部課長等の職に就いていた場合 事務総長、事

務次長、審議官、デジタル審議官及び家庭審議

官

二 (略)

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ず

る職)

第十四条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法

第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて最高裁判所規則で定めるものは、事務総長、事

務次長、審議官、デジタル審議官、家庭審議官並

一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に

部課長等の職に就いていた場合 事務総長、事

務次長、審議官及び家庭審議官

二 (同上)

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ず

る職)

第十四条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法

第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて最高裁判所規則で定めるものは、事務総長、事

務次長、審議官、家庭審議官並びに最高裁判所事

びに最高裁判所事務総局規則第四条第一項に規定する局長及び課長とする。

務総局規則第四条第一項に規定する局長及び課長とする。

第四条関係——裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成二十一年最高裁判所規則第六号）

裁判所規則第六号

新

別表

務以外の 掲げる職 務	研修所及び 所職員総合	一 二の項 から六の 項までに 掲げる職 務	一 最高裁判 所（司法研 修所、裁判 所職員総合 家庭審議官 ジタル審議官	職務の種類 組織	職制上の段階	標準的 な官職

旧

別表

務以外の 掲げる職 務	研修所及び 所職員総合	一 二の項 から六の 項までに 掲げる職 務	一 最高裁判 所（司法研 修所、裁判 所職員総合 家庭審議官 庭審議官、最	職務の種類 組織	職制上の段階	標準的 な官職

職務

最高裁判所

図書館を含

む。以下同

じ。) 事務総局規則
(昭和二十二年最高裁判所

規則第十号)

第四条第一項

に規定する局

長及び課長並

びに司法研修

所及び裁判所

職員総合研修

所の事務局長

の属する職制

職務

最高裁判所

図書館を含

む。以下同

じ。) 総局規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十号)第四

条第一項に規

定する局長及

び課長並びに

司法研修所及

び裁判所職員

総合研修所の

事務局長の属

する職制上の

段階

、第六十 条第二項	第五十七 号)	法律第五 二十二年	二 高等裁判 所、地方裁 判所、家庭 裁判所及び 簡易裁判所	一 (略)	二・三 (略)	(略)	三・六 (略)	
、裁判員調整	、訟廷管理官	四 主任書記官	三 (略)	一・二 (略)	(略)	(略)	三・六 (略)	上の段階
、第六十 条第二項	第五十七 号)	法律第五 二十二年	二 高等裁判 所、地方裁 判所、家庭 裁判所及び 簡易裁判所	(略)	(略)	(略)	(略)	

、第六十 条第二項	第五十七 号)	法律第五 二十二年	二 高等裁判 所、地方裁 判所、家庭 裁判所及び 簡易裁判所	一 (同上)	二・三 (同 上)	(同上)	三・六 (同 上)	
、裁判員調整	、訟廷管理官	四 主任書記官	三 (同上)	一・二 (同上)	(同上)	(同上)	(同上)	
、第六十 条第二項	第五十七 号)	法律第五 二十二年	二 高等裁判 所、地方裁 判所、家庭 裁判所及び 簡易裁判所	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	

(略)	三〇六 の職務	どる官職 する事務 をつかさ どる官職 の職務	条第二項 及び第三項並びに 第六十条の二第二 項に規定する事務 をつかさ どる官職 の職務	条第二項 及び第三項並びに 第六十条の二第二 項に規定する事務 をつかさ どる官職 の職務
(略)				
(略)			五 (略) 階	官、裁判部企 画官及び速記 管理官の属す る職制上の段 階
(略)			(略)	
(同上)	三〇六 の職務	どる官職 する事務 をつかさ どる官職 の職務	条第二項 及び第三項並びに 第六十条の二第二 項に規定する事務 をつかさ どる官職 の職務	条第二項 及び第三項並びに 第六十条の二第二 項に規定する事務 をつかさ どる官職 の職務
(同上)				
(同上)			五 (同上)	官及び速記管 理官の属する 職制上の段階
(同上)			(同上)	

（令和六・人能印）

最高裁判所規程第 号

裁判所職員健康安全管理規程の一部を改正する規程

裁判所職員健康管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方裁判所（管轄区域内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。）の項及び家庭裁判所の項中「、事務局人事課長」を「事務局人事課長とし、最高裁判所が別に定める府にあつては最高裁判所が別に定める官職」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

裁判所組織の見直しに伴い、健康管理者となる官職を改める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

裁判所職員健康安全管理規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判所職員健康安全管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）

新

別表第二（第三条関係）

組織区分	健康管理 者	安全管理 者
地方裁判所	（略）	（略）
管轄区域内の簡易裁 判所及び検察審査会 を含む。	事務局総務課長 「人事課の置かれてい る厅にあつては事務 局人事課長とし、最 高裁判所が別に定め る厅にあつては最高 裁判所が別に定める とする。」	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二（第三条関係）

組織区分	健康管理 者	安全管理 者
地方裁判所	（同上）	（同上）
管轄区域内の簡易裁 判所及び検察審査会 を含む。	事務局総務課長 「人事課の置かれてい る厅にあつては、事 務局人事課長とする。」	（同上）
（同上）	（同上）	（同上）

家庭裁判所

事務局総務課長

人事課の置かれて
る厅にあつては事務
局人事課長とし、最
高裁判所が別に定め
る厅にあつては最高
裁判所が別に定める
官職とする。

(略)

家庭裁判所

事務局総務課長

人事課の置かれて
る厅にあつては事務
局人事課長とする。

(同上)

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和25年最高裁判所規則第4号）第7条第1項の規定による最高裁判所の任免等に関する権限の委任等について

サイバーセキュリティ管理官及びデジタル基盤管理官（裁判官をもって充てる場合を除く。）の任免及び補職に関する権限は、最高裁判所事務総長に委任する。

裁判所職員健康安全管理規程において最高裁判所が別に定め
るとされている事項について

裁判所職員健康安全管理規程別表第2において最高裁判所が別に定めるとされて
いる事項は、最高裁判所事務総長に委任する。

理由

水戸、金沢、岡山及び福岡の家庭裁判所の会計課が廃止されることに伴い、不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）

新

不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

旧

不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。

最高裁判所事務総局経理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長

最高裁判所事務総局経理局長

高等裁判所事務局長

地方裁判所長

家庭裁判所長（水戸、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

家庭裁判所長（甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、富山、鳥取、松江、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

理由

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第十七号）の施行に伴い、事件記録等の特別保存に関する規則について所要の整備をする必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）

（傍線の部分は改正部分）

事件記録等の特別保存に関する規則（一部を改正する規則新旧対照条文）

別表第一（第二条、第三条関係）

新

別表第一（第二条、第三条関係）

旧

		事件の種類	
		一九十七	（略）
		十八	特定和解の執行決定事件
二十一	（略）	十九	（略）

		事件の種類	
		一九十七	（同上）
		十八	（新設）
二十	（同上）	十九	（同上）

二十八	(略)	二十七	(略)	二十六	(略)	二十五	(略)	二十四	(略)	二十三	(略)	二十二	(略)	二十一	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二十七	(司上)	二十六	(司上)	二十五	(司上)	二十四	(同上)	二十三	(同上)	二十二	(同上)	二十一	(同上)
-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------

(令和六・・・総三印)

最高裁判所規程第 号

民事事件記録等保存規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

(民事事件記録符号規程の一部改正)

第一条 民事事件記録符号規程（平成十三年最高裁判所規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「仲裁関係事件

「仲」を「仲裁関係事件
特定和解の執行決定事件

「チ」に改める。

(事件記録等保存規程の一部改正)

第二条 事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中

和解調書

三十一年を

和解調書
国際和解合意の執行決定の原本
本

三十年

に改め、同表の十七の項中

仲裁判断の執行決定の原本

三十年

三十年

」

仲裁判断の執行決定の原本

三十年

仲裁判断の
暫定保全措
可決定の原
暫定保全措
金支払命令

執行決定の原本
三十年

置命令の執行等認

本

置命令に係る違反

の原本

十年

」

に改め、同表の二十七の項中

する裁判の原本

十年

保全命令を取り消し又は変更

「
保全命令を取り消し又は変更
する裁判の原本

十年

に改め、同表中二十八の項を二十九の項とし、十八の項

暫定保全措置命令に係る違反
金支払命令の取消決定の原本

十年

から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十七の項の次に次のように加える。

事件	特定和解の執行決定	五年	特定和解の執行決定の原本	三十年
----	-----------	----	--------------	-----

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

理由

仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第十五号）、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第十七号）の施行に伴い、民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事事件記録符号規程(平成十三年最高裁判所規程第一号)

	別表	新	旧
地方裁判所			
(略)			
仲裁事件			
和解事件			
特定和解の執行決定事件			
(略)			
仲裁事件	別表		
(同上)			
仲裁事件			
(新設)			
(同上)			
仲			

第二条関係—事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）

新

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
一 九 七 (略)	民事非訟事件 商事非訟事件	五年	和解調査 国際和解合意の執行決定の原本
八			三十年
九 九 十六 (略)			三十年
十七	仲裁関係事件	五年	
支払命令の原本 令に係る違反金 暫定保全措置令 決定の原本	仲裁判断の執行 決定の原本 暫定保全措置令 令の執行等認可	三十 年	会社法第五百四十五条第一項の 査定の決定の原本（異議の訴えのあつたものを除く。）
十年			三十年

旧

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
一 九 七 (同上)	民事非訟事件 商事非訟事件	五年	和解調査 (新設)
八			三十年
九 九 十六 (同上)			
十七	仲裁関係事件	五年	
支払命令の原本 令に係る違反金 暫定保全措置令 決定の原本 (新設)	仲裁判断の執行 決定の原本 暫定保全措置令 令の執行等認可	三十 年	会社法第五百四十五条第一項の 査定の決定の原本（異議の訴えのあつたものを除く。）
			三十年

その他の規定による裁判の申立て	法律第七十一条の四第一項の規定による裁判の申立て	秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本
その他の規定による裁判の申立て	法律第七十一条の四第一項の規定による裁判の申立て	秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本
民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本	民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本	三十一年
民事再生法第二百五十四条第一項の免責取消しの決定の原本	民事再生法第二百五十四条第一項の免責取消しの決定の原本	三十一年
本復権の決定の原本	本復権の決定の原本	三十一年
破産法第一百七十一条第一項の否認の請求を認容した決定の原本	破産法第一百七十一条第一項の否認の請求を認容した決定の原本	三十一年
原本	原本	三十一年
会社更生法第九十五条第一項（	会社更生法第九十五条第一項（	

その他の規定による裁判の申立て	法律第七十一条の四第一項の規定による裁判の申立て	秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本
その他の規定による裁判の申立て	法律第七十一条の四第一項の規定による裁判の申立て	秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本
民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本	民事再生法第二百三十五条第一項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本	三十一年
民事再生法第二百五十四条第一項の免責取消しの決定の原本	民事再生法第二百五十四条第一項の免責取消しの決定の原本	三十一年
本復権の決定の原本	本復権の決定の原本	三十一年
破産法第一百七十一条第一項の否認の請求を認容した決定の原本	破産法第一百七十一条第一項の否認の請求を認容した決定の原本	三十一年
原本	原本	三十一年
会社更生法第九十五条第一項（	会社更生法第九十五条第一項（	

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十条及び第二百二十六条において準用する場合を含む。)の否認の請求を認容した決定の原	三十一年
執行認許の決定の原本	三十年
和解調審	三十年
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十七条第一項の規定により終局決定を変更する決定の原本	三十年
保全命令の原本保全命令を取り消し又は変更する裁判の原本	三十年
暫定保全措置命令に係る違反金	十年

金融機関等の更生手續の特例等	六十条及び第二百二十六条において準用する場合を含む。)の否認の請求を認容した決定の原	三十一年
執行認許の決定	三十年	三十年
の原本	三十年	三十年
和解調査	三十年	三十年
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十七条	三十年	三十年
第一項の規定により終局決定を変更する決定の原本	三十年	三十年
保全命令の原本を取消し又は変更する裁判の原本	十年	十年

九 （略）			

支払命令の取消
決定の原本
私的独占の禁止
及び公正取引の
確保に関する法
律第七十条の四
第一項の規定に
よる裁判の原本
動産競売開始許
可決定の原本
十年

十年

八 （同上）			

私的独占の禁止
及び公正取引の
確保に関する法
律第七十条の四
第一項の規定に
よる裁判の原本
動産競売開始許
可決定の原本
十年

十年